



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第14回 アレルギー-疾患対策推進協議会

令和3年7月29日

資料 1-2

アレルギー-疾患対策基本指針の 見直しについて

厚生労働省
健康局 がん・疾病対策課

アレルギー疾患対策基本指針の見直しについて

アレルギー疾患対策基本法における規定

第十一条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

2～5（略）

6 厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

基本指針の見直しの方向性について（案）

1. まずは、指針策定から現在に至るまでのアレルギー疾患対策に関して、改善された点、指針の見直しが必要な点、新たに発生した課題などについて、検証を行ってはどうか。

2. その上で、次期の基本指針については、大きな枠組みについてはこれまでの基本指針を基盤として、アレルギー疾患に関する状況の変化等を踏まえて、必要な対策について変更を加えることとしてはどうか。

アレルギー疾患対策推進協議会の今後の開催スケジュール（案）

- 令和3年7月29日（第14回アレルギー疾患対策推進協議会）
 - ・これまでの取組状況の報告
 - ・現行基本指針に基づく対策の振り返り
 - ・アレルギー疾患対策基本指針に係る議論
- 令和3年9月頃（第15回アレルギー疾患対策推進協議会）
 - ・アレルギー疾患対策基本指針に係る議論のとりまとめ骨子（案）
- 令和3年11月頃（第16回アレルギー疾患対策推進協議会）
 - ・アレルギー疾患対策基本指針に係る議論のとりまとめ